

欧州評議会 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止
およびこれとの闘いに関する条約
(2011年)

平野裕二仮訳

目次

前文.....	3
第1章－目的、定義、平等および差別の禁止、一般的義務.....	4
第1条－条約の目的.....	4
第2条－条約の適用範囲.....	4
第3条－定義.....	4
第4条－基本的権利、平等および差別の禁止.....	5
第5条－国の義務および相当な注意義務.....	5
第6条－ジェンダーに配慮した政策.....	5
第2章－統合的政策およびデータ収集.....	6
第7条－包括的かつ調整のとれた政策.....	6
第8条－財源.....	6
第9条－非政府組織および市民社会.....	6
第10条－調整機関.....	6
第11条－データ収集および調査研究.....	6
第3章－防止.....	7
第12条－一般的義務.....	7
第13条－意識啓発.....	7
第14条－教育.....	7
第15条－専門家の訓練.....	7
第16条－予防的介入および治療プログラム.....	8
第17条－民間部門およびメディアの参加.....	8
第4章－保護および支援.....	8
第18条－一般的義務.....	8
第19条－情報.....	9
第20条－一般的支援サービス.....	9
第21条－個人的／集団的苦情申立てに関する援助.....	9
第22条－専門的支援サービス.....	9
第23条－シェルター.....	9
第24条－電話ヘルプライン.....	9
第25条－性暴力被害者の支援.....	9
第26条－暴力を目撃した子どもの保護および支援.....	10
第27条－通報.....	10
第28条－専門家による通報.....	10
第5章－実体法.....	10
第29条－民事上の訴訟および救済措置.....	10
第30条－賠償.....	10

第 31 条—監護権、面会権および安全	10
第 32 条—強制婚の民事的効力	11
第 33 条—心理的暴力	11
第 34 条—ストーカー行為	11
第 35 条—身体的暴力	11
第 36 条—性暴力（強姦を含む）	11
第 37 条—強制婚	11
第 38 条—女性性器切除	11
第 39 条—強制的妊娠中絶および強制的不妊手術	12
第 40 条—セクシュアル・ハラスメント	12
第 41 条—幫助または教唆および未遂	12
第 42 条—犯罪（いわゆる「名誉」の名のもとに行なわれる犯罪を含む）の正当化の拒否	12
第 43 条—罪名の適用	12
第 44 条—裁判権	12
第 45 条—制裁および措置	13
第 46 条—加重事由	13
第 47 条—他の締約国が言い渡した刑	13
第 48 条—義務的な代替的紛争解決手続または量刑の禁止	14
第 6 章—捜査、訴追、手続法および保護措置	14
第 49 条—一般的義務	14
第 50 条—即時的対応、防止および保護	14
第 51 条—リスク評価およびリスク管理	14
第 52 条—緊急の接近禁止命令	14
第 53 条—差止命令または保護命令	14
第 54 条—捜査および証拠	15
第 55 条—一方当事者手続および職権手続	15
第 56 条—保護措置	15
第 57 条—法律扶助	16
第 58 条—時効	16
第 7 章—移住および庇護	16
第 59 条—在留資格	16
第 60 条—ジェンダーに基づく庇護申請	17
第 61 条—ノン・ルフールマン	17
第 8 章—国際協力	17
第 62 条—一般的原則	17
第 63 条—危険な状況に置かれた者に関する措置	18
第 64 条—情報	18
第 65 条—データの保護	18
第 9 章—監視機構	18
第 66 条—女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンス対策に関する専門家委員会	18
第 67 条—締約国委員会	19
第 68 条—手続	19
第 69 条—一般的勧告	20
第 70 条—監視への議会の関与	20

第 10 章—他の国際文書との関係	20
第 71 条—他の国際文書との関係	20
第 11 章—条約改正	20
第 72 条—改正	20
第 12 章—最終条項	21
第 73 条—この条約の効果	21
第 74 条—紛争解決	21
第 75 条—署名および発効	21
第 76 条—条約への加入	21
第 77 条—領域的適用	21
第 78 条—留保	22
第 79 条—留保の有効性および再検討	22
第 80 条—廃棄	22
第 81 条—通告	23
付属書—特権および免除（第 66 条）	23

前文

欧州評議会の加盟国およびこの条約の他の署名国は、

人権および基本的自由の保護に関する条約（ETS NO. 5、1950 年）およびその諸議定書、欧州社会憲章（ETS No. 35、1961 年（1996 年改正、ETS No. 163））、人身売買に対する行動に関する欧州評議会条約（CETS NO. 197、2005 年）ならびに性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する欧州評議会条約（CETS NO. 201、2007 年）を想起し、

閣僚委員会が欧州評議会加盟国に対して行なった次の勧告（暴力からの女性の保護に関する勧告 Rec(2002)5、ジェンダー平等の基準および機構に関する勧告 CM/Rec(2007)17、紛争の防止および解決ならびに平和構築における女性および男性の役割に関する勧告 CM/Rec(2010)10）および他の関連の勧告を想起し、

欧州人権裁判所において蓄積されつつある、女性に対する暴力の分野で重要な基準を定める一連の判例を考慮に入れ、

市民的および政治的権利に関する国際規約（1966 年）、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（1966 年）、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際連合条約（「CEDAW」、1979 年）およびその選択議定書（1999 年）ならびに女性に対する暴力に関する CEDAW 委員会の一般的勧告 19 号、子どもの権利に関する国際連合条約（1989 年）およびその選択議定書（2000 年）、ならびに、障害のある人の権利に関する国際連合条約（2006 年）を顧慮し、

国際刑事裁判所ローマ規程（2002 年）を顧慮し、

国際人道法の基本原則、ならびに、とくに戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約（第 4 条約、1949 年）ならびにその第 1 および第 2 追加議定書（1977 年）を想起し、

あらゆる形態の女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを非難し、

女性と男性間の法律上および事実上の平等を実現することが女性に対する暴力の防止において鍵となる要素であることを認め、

女性に対する暴力は女性と男性間に歴史的に存在する不平等な権力関係の表れであり、これが男性による女性の支配および女性に対する差別ならびに女性の全面的地位向上の阻害につながってきたことを認め、

女性に対する暴力の、ジェンダーに基づく暴力としての構造的性質、および、女性に対する暴力が男

性に比して従属的な立場を女性に強要する決定的な社会的機構のひとつである事実を認め、

女性および女子が、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、強姦、強制婚、いわゆる「名誉」の名のもとに行なわれる犯罪および女性性器切除のような、女性および女子の人権の重大な侵害でありかつ女性および男性間の平等の達成を妨げる主要な障壁である、深刻な形態の暴力にしばしばさらされていることを重大な懸念とともに認め、

武力紛争中の継続的人権侵害が文民、とくに広範なまたは組織的な強姦および性暴力という形で女性に影響を及ぼしており、かつ武力紛争中にも武力紛争後もジェンダーに基づく暴力が増加する可能性があることを認め、

女性および女子がジェンダーに基づく暴力にさらされるおそれは男性よりも大きいことを認め、

ドメスティック・バイオレンスが女性に不均衡に影響を及ぼしていること、および、男性もドメスティック・バイオレンスの被害者になりうることを認め、

子どもが、家庭における暴力を目撃する場合も含め、ドメスティック・バイオレンスの被害者であることを認め、

女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスが存在しないヨーロッパをつくりたいと切望し、

次のとおり協定した。

第1章—目的、定義、平等および差別の禁止、一般的義務

第1条—条約の目的

1. この条約の目的は、次のとおりである。
 - a. あらゆる形態の暴力から女性を保護し、ならびに女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを防止し、訴追しおよび撤廃すること。
 - b. 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に寄与し、かつ、女性のエンパワーメント等により女性と男性間の実質的平等を促進すること。
 - c. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの被害者全員の保護および被害者全員に対する援助のための、包括的な枠組み、政策および措置を立案すること。
 - d. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを撤廃する目的で、国際協力を促進すること。
 - e. 諸機関および法執行機関に対し、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの撤廃に対して統合的アプローチをとる目的で効果的に協力するための支援および援助を提供すること。
2. この条約は、締約国によるその規定の効果的実施を確保するため、特定の監視機構を設置する。

第2条—条約の適用範囲

1. この条約は、女性に不均衡に影響を及ぼしているドメスティック・バイオレンスを含む、女性に対するあらゆる形態の暴力に適用される。
2. 締約国は、ドメスティック・バイオレンスの被害者全員にこの条約を適用することを奨励される。締約国は、この条約の規定を実施するにあたり、ジェンダーに基づく暴力の被害を受ける女性に特段の注意を払う。
3. この条約は、平時および武力紛争の状況下において適用される。

第3条—定義

この条約の適用上、

- a. 「女性に対する暴力」とは、人権侵害および女性に対する差別のひとつの形態として理解され、かつ、公的生活または私的生活のいずれで生ずるかを問わず、ジェンダーに基づくあらゆる暴力行為であって、女性に対する身体的、性的、心理的もしくは経済的危害もしくは苦痛（当該行為を行なうという脅迫を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪に至るものまたはそのおそれがあるものをいう。
- b. 「ドメスティック・バイオレンス」とは、加害者が被害者と住居を同じくしまたは同じくしていたか否かに関わらず、家庭もしくは家族単位内でまたは従前のもしくは現在の配偶者もしくはパートナーの間で生ずる、身体的、性的、心理的または経済的暴力のあらゆる行為をいう。
- c. 「ジェンダー」とは、ある社会が女性および男性にとって適当であると見なす、社会的に構築された役割、行動、活動および属性をいう。
- d. 「女性に対するジェンダーに基づく暴力」とは、女性であることを理由として女性に向けられる暴力または女性に不均衡に影響を及ぼす暴力をいう。
- e. 「被害者」とは、a および b に定められた行為の対象とされたすべての自然人をいう。
- f. 「女性」には、18 歳未満の女子を含む。

第 4 条—基本的権利、平等および差別の禁止

1. 締約国は、公的領域および私的領域の双方において暴力から自由な生活を送るすべての者、とくに女性の権利を促進しおよび保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、女性に対するあらゆる形態の差別を非難し、かつ、とくに次の手段をとることによってこのような差別を防止するため、遅滞なく、必要な立法上その他の措置をとる。
 - 女性と男性間の平等の原則を国内の憲法または他の適当な法律に掲げ、かつこの原則の実現を確保すること。
 - 適当なときは制裁を活用すること等により、女性に対する差別を禁止すること。
 - 女性を差別する法律および慣行を廃止すること。
3. 締約国によるこの条約の規定の実施、とくに被害者の権利を保護するための措置は、性、ジェンダー、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、国民的マイノリティとのつながり、財産、出生、性的指向、性自認、年齢、健康状態、障害、婚姻上の地位、移住者もしくは難民としての地位またはその他の地位等のいかなる事由による差別もなく、確保される。
4. ジェンダーに基づく暴力を防止しかつ女性をそのような暴力から保護するために必要な特別措置は、この条約の規定上、差別と見なされない。

第 5 条—国の義務および相当な注意義務

1. 締約国は、女性に対するいかなる暴力行為に関与することも差し控えるものとし、かつ、国の機関、職員、代理人、施設および国に代わって行動する他の主体がこの義務にしたがって行動することを確保する。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にある暴力行為であって国以外の主体によって行なわれるものを防止し、捜査し、処罰し、かつ当該暴力行為に対する保障を提供する目的で相当な注意義務を果たすため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 6 条—ジェンダーに配慮した政策

締約国は、この条約の規定の実施およびこれらの規定の影響評価にジェンダーの視点を含めること、ならびに、女性と男性間の平等および女性のエンパワーメントの政策を促進しかつ効果的に実施することを約束する。

第2章—統合的政策およびデータ収集

第7条—包括的かつ調整のとれた政策

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止しおよびこれと闘い、ならびに女性に対する暴力へのホリスティックな対応を提供するためのあらゆる関連の措置を包含した、全国的、効果的、包括的かつ調整のとれた政策を採択しおよび実施するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、1の政策において被害者の権利があらゆる措置の中心に位置づけられ、かつ当該政策があらゆる関連の機関、施設および団体間の効果的な協力によって実施されることを確保する。
3. この条にしたがってとられる措置には、適当なときは、政府機関、国、広域行政圏および地方の議会および公的機関、国内人権機関ならびに市民社会組織のような、あらゆる関連の主体が関与する。

第8条—財源

締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止しおよびこれと闘うための統合的政策、措置およびプログラム（非政府組織および市民社会によって実行されるものを含む）を十分に実施するため、適当な財源および人的資源を配分する。

第9条—非政府組織および市民社会

締約国は、女性に対する暴力との闘いの分野で活動する関連の非政府組織の活動および市民社会の活動をあらゆるレベルで承認し、奨励しおよび支援し、ならびにこれらの組織との効果的協力を確立する。

第10条—調整機関

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止しおよびこれと闘うための政策および措置の調整、実施、監視および評価に責任を負う、一または複数の公的機関を指定または設置する。当該機関は、第11条に掲げるデータの収集を調整し、分析を行ない、かつその結果を普及する。
2. 締約国は、この条にしたがって指定されまたは設置された機関が、第8章にしたがってとられた措置に関する一般的性質の情報を受け取ることを確保する。
3. 締約国は、この条にしたがって指定されまたは設置された機関が、他の締約国の同様の機関と直接連絡しかつ関係を醸成する能力を有することを確保する。

第11条—データ収集および調査研究

1. この条約の実施のため、締約国は次のことを約束する。
 - a. この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の事案に関する、細分化された関連の統計的データを定期的に収集すること。
 - b. この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の根本的原因および影響、発生率および有罪判決率、ならびに、この条約を実施するためにとられた措置の効力について研究するため、当該暴力の分野における調査研究を支援すること。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の蔓延率および推移を評価するため、定期的に一般住民集団調査を実施するよう努める。
3. 締約国は、国際協力を活性化しかつ国際的基準設定を可能とするため、この条約の第66条に掲げる専門家グループに対し、この条にしたがって収集された情報を提供する。

4. 締約国は、この条にしたがって収集された情報が公衆に対して利用可能とされることを確保する。

第3章－防止

第12条－一般的義務

1. 締約国は、女性の劣等性の観念または女性および男性の定型化された役割に基づく偏見、慣習、伝統その他あらゆる慣行を根絶する目的で、女性および男性の社会的および文化的な行動様式の変化を促進するために必要な措置をとる。
2. 締約国は、自然人または法人によって行なわれる、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. この章にしたがってとられるいかなる措置においても、特定の状況によって脆弱な立場におかれた者の具体的ニーズを考慮しおよびこれに対応し、ならびにすべての被害者の人権を中心に位置づける。
4. 締約国は、社会のすべての構成員、とくに男性および男子に対し、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の防止に積極的に寄与するよう奨励するため、必要な措置をとる。
5. 締約国は、文化、慣習、宗教、伝統またはいわゆる「名誉」が、この条約の適用範囲にあるいかなる暴力の行為についても正当化事由と見なされないことを確保する。
6. 締約国は、女性のエンパワーメントのためのプログラムおよび活動を促進するため、必要な措置をとる。

第13条－意識啓発

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力のさまざまな表れ方、それが子どもに及ぼす影響およびこのような暴力を防止する必要性に関する一般公衆の意識および理解を高めるため、適当なときは国内の人権機関および平等問題担当機関、市民社会ならびに非政府組織（とくに女性組織）とも協力しながら、日常的にかつあらゆるレベルで、意識啓発のキャンペーンまたはプログラムを促進しまたは実施する。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にある暴力行為を防止するために利用可能な措置に関する情報が一般公衆の間で広く普及されることを確保する。

第14条－教育

1. 締約国は、適当なときは、女性と男性間の平等、定形化されていないジェンダー役割、相互の尊重、対人関係における非暴力的な紛争解決、女性に対するジェンダーに基づく暴力および人身の不可侵性に対する権利に関する、学習者の発達しつつある能力に適合した教育資料を公式カリキュラムおよびあらゆるレベルの教育に含めるため、必要な措置をとる。
2. 締約国は、非公式な教育施設ならびにスポーツ施設、文化施設、余暇施設およびメディアにおいて1に掲げる原則を促進するため、必要な措置をとる。

第15条－専門家の訓練

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力行為の加害者または被害者に対応する関連の専門家を対象として、このような暴力の防止および発見、女性と男性間の平等、被害者のニーズおよび権利ならびに二次被害を防止する方法に関する適当な訓練を提供しまたは強化する。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にある暴力の事案の付託が包括的かつ適切に処理されることを可能とするため、調整のとれた機関間協力に関する訓練が1の訓練に含まれることを奨励する。

第 16 条—予防的介入および治療プログラム

1. 締約国は、さらなる暴力を防止しかつ暴力的な行動様式を変化させる目的で、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対し、対人関係において非暴力的行動をとることを教えるためのプログラムを設置しまたは支援するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、加害者、とくに性犯罪者の再犯を防止することを目的とする治療プログラムを設置しまたは支援するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 1 および 2 に掲げる措置をとるにあたり、締約国は、被害者の安全、被害者に対する支援および被害者の人権が第一義的な関心事とされること、および、これらのプログラムが、適当なときは、被害者のための専門的支援サービスとの緊密な調整に基づいて設置されかつ実施されることを、確保する。

第 17 条—民間部門およびメディアの参加

1. 締約国は、民間部門、情報通信技術部門およびメディアに対し、表現の自由およびこれらの部門の独立を正当に尊重しながら、女性に対する暴力を防止しかつ女性の尊厳の尊重を増進させるための政策の策定および実施に参加することならびに当該目的のための指針および自主規制基準を定めることを奨励する。
2. 締約国は、民間部門の主体と協力しながら、品位を損なう性的または暴力的性質のコンテンツであって有害となるおそれがあるものへのアクセスを提供する情報通信環境に対処する方法について子ども、親および教育者のスキルを発達させおよび促進する。

第 4 章—保護および支援

第 18 条—一般的義務

1. 締約国は、すべての被害者をすべてのさらなる暴力行為から保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の被害者および目撃者の保護および支援に際し、関連するすべての国の機関（司法機関、検察官、法執行機関、地方および広域行政圏の公的当局を含む）ならびに非政府組織その他の関連の組織および機関の効果的協力（この条約の第 20 条および第 22 条で詳しく定める一般的小および専門的支援サービスへの付託によるものも含む）の体制を整える適当な機関が存在することを確保するため、国内法にしたがって、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 締約国は、この章にしたがってとられる措置が次のようなものであることを確保する。
 - 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスに関するジェンダー化された理解を基盤とし、かつ被害者の人権および安全に焦点が当てられること。
 - 被害者、加害者、子どもおよびこれらの者が置かれたより幅広い社会環境の関係を考慮に入れた、統合的アプローチを基盤とすること。
 - 二次被害の防止を目的とすること。
 - 暴力の被害を受けた女性のエンパワーメントおよび経済的自立を目的とすること。
 - 適当なときは、保護および支援のための一連のサービスを同じ敷地内に設けられるようにすること。
 - 脆弱な立場に置かれた者（被害を受けた子どもを含む）の具体的ニーズに対応し、かつこれらの被害者に対して利用可能とされること。
4. サービスの提供において、いずれかの加害者を告発しまたはいずれかの加害者に不利な証言を

する意思が被害者にあることは条件とされない。

5. 締約国は、領事的その他の保護および支援を自国民および国際法上の自国の義務にしたがって当該保護を受ける資格のある他の被害者に提供するため、適当な措置をとる。

第 19 条—情報

締約国は、利用可能な支援サービスおよび法的措置に関する十分なかつ時宜を得た情報を、被害者が自己の理解する言語で受け取ることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 20 条—一般的支援サービス

1. 締約国は、暴力からの回復を促進するサービスに被害者がアクセスできることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。これらの措置には、必要なときは、法律相談および心理カウンセリング、金銭的援助、住居、教育、訓練および就労援助が含まれるべきである。
2. 締約国は、被害者が保健ケア・サービスおよび社会サービスにアクセスできること、ならびに、サービスに対して十分な資源が配分され、かつ専門家が被害者の援助および適当なサービスへの被害者の付託に関して訓練されていることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 21 条—個人的／集团的苦情申立てに関する援助

締約国は、被害者が、地域および国際社会の適用可能な個人的／集团的苦情申立て機構に関する情報を得られかつ当該機構にアクセスできることを確保する。締約国は、そのような苦情申立てに際し、配慮および見識のある援助が被害者に提供されることを促進する。

第 22 条—専門的支援サービス

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるいずれかの暴力行為の対象とされたいかなる被害者に対しても、十分な地理的分布をもって即時的、短期的および長期的な支援サービスを提供しまたはそのための手配を行なうため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、暴力の被害を受けたすべての女性およびその子どもに専門的な女性支援サービスを提供し、またはそのための手配を行なう。

第 23 条—シェルター

締約国は、寝泊まりのできる安全な場所を被害者、とくに女性および子どもに提供し、かつこれらの被害者に対して能動的に援助のための働きかけを行なう、適当な、容易にアクセスできるシェルターが十分な数だけ設置される体制を整えるため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 24 条—電話ヘルプライン

締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力との関連で、秘密裡にまたは相談者の匿名性を正当に顧慮しながら相談者に助言を提供する、24 時間対応でありかつ無償の全国的電話ヘルプラインを設置するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 25 条—性暴力被害者の支援

締約国は、被害者のために医学的および法医学的検査、トラウマ支援ならびにカウンセリングを準備する、適当な、容易にアクセスできるレイプ・クライシス・センターまたは性暴力被害者対応センターが十分な数だけ設置される体制を整えるため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 26 条—暴力を目撃した子どもの保護および支援

1. 締約国は、被害者に対する保護および支援のサービスの提供に際し、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を目撃した子どもの権利およびニーズが正当に考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. この条にしたがってとられる措置には、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を目撃した子どもを対象とする年齢にふさわしい心理社会的カウンセリングを含み、かつ、措置に際しては子どもの最善の利益が正当に顧慮される。

第 27 条—通報

締約国は、この条約の適用範囲にある暴力行為が行なわれるのを目撃し、またはそのような行為が行なわれる可能性があるもしくはさらなる暴力行為が予見されると考えるに足る合理的な理由を有するいかなる者に対しても、これを権限ある組織または公的機関に通報するよう奨励するため、必要な措置をとる。

第 28 条—専門家による通報

締約国は、国内法によって一定の専門家に課されている守秘義務の規則により、当該専門家が、この条約の適用範囲にある重大な暴力行為が行なわれかつさらなる重大な暴力行為が予見されると考えるに足る合理的な理由を有する場合に、適当な条件のもと、権限ある組織または公的機関に通報する可能性が妨げられないことを確保するため、必要な措置をとる。

第 5 章—実体法

第 29 条—民事上の訴訟および救済措置

1. 締約国は、加害者を相手どった十分な民事上の救済措置を被害者に提供するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、国際法の一般的原則にしたがい、その権限の範囲内にある必要な防止措置または保護措置をとる義務を怠った国の機関を相手どった十分な民事上の救済措置を被害者に提供するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 30 条—賠償

1. 締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪について被害者が加害者に対する賠償請求権を有することを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 身体的重傷を負いまたは健康を深刻に損なった者に対しては、当該損害が加害者、保険または国の資金による保健的もしくは社会的支給等の他の資金源によって保障されない限度で、十分な国家賠償が行なわれる。このことは、被害者の安全が正当に顧慮されるかぎりにおいて、締約国が、加害者によって支払われた賠償金からの償還請求を行なうことを妨げるものではない。
3. 2にしたがってとられる措置においては、賠償が合理的期間内に行なわれることを確保する。

第 31 条—監護権、面会権および安全

1. 締約国は、子どもの監護権および面会権に関する決定に際し、この条約の適用範囲にある暴力の発生が考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、いかなる面会権または監護権の行使も被害者または子どもの権利および安全を危うくしないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 32 条—強制婚の民事的効力

締約国は、強制に基づく婚姻を、被害者に不当な金銭的または行政的負担を課すことなく無効にでき、取り消し、または解消できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 33 条—心理的暴力

締約国は、威迫または脅迫を通じて人の心理的不可侵性を深刻に損なう故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 34 条—ストーカ—行為

締約国は、他の者に向けられた脅迫的行為を繰り返し行ない、もってその者に自己の安全に関する恐怖を抱かせる故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 35 条—身体的暴力

締約国は、他の者に対して身体的暴力行為を故意に行なうことが犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 36 条—性暴力（強姦を含む）

1. 締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 同意に基づかず、他の者の身体に対し、いずれかの身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行なうこと。
 - b. 人に対し、同意に基づかない他の性的性質の行為を行なうこと。
 - c. 他の者をして、同意に基づかない性的性質の行為を第三者と行なわせること。
2. 同意は、自由意思の結果として、自発的に与えられなければならない。当該自由意思は、関連する状況の文脈において評価される。
3. 締約国は、1 の規定が、国内法で認められた従前のまたは現在の配偶者またはパートナーに対して行なわれた行為にも適用されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 37 条—強制婚

1. 締約国は、成人または子どもを強要して婚姻させる故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、成人または子どもを、強要して婚姻させる目的をもってその居住国以外の締約国または国の領域に連れ出す故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 38 条—女性性器切除

締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 女性の大陰唇、小陰唇または陰核の全体または一部を切除し、封鎖しまたはその他の損傷を加えること。
- b. 女性を威迫しまたは誘導して a に掲げられたいずれかの行為を行なわせること。
- c. 女子を扇動し、威迫しまたは誘導して a に掲げられたいずれかの行為を行なわせること。

第 39 条—強制的妊娠中絶および強制的不妊手術

締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 事前のかつ十分な情報に基づく本人の同意を得ることなく、女性に対して妊娠中絶を行なうこと。
- b. 女性の自然な生殖能力を喪失させる目的または効果を有する手術を、事前のかつ十分な情報に基づく本人の同意を得ることなくまたは本人が手続について理解しないまま行なうこと。

第 40 条—セクシュアル・ハラスメント

締約国は、人の尊厳を侵害する目的または効果を有する、性的性質の望まれない言語的、非言語的または身体的行為（とくに当該行為が脅迫的な、敵対的な、品位を傷つける、屈辱的なまたは侮辱的な環境をつくり出すとき）が、その形態を問わず、刑事上の又はその他の法的制裁の対象とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 41 条—幫助または教唆および未遂

1. 締約国は、この条約の第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条 a および第 39 条にしたがって定められた犯罪の遂行を幫助しまたは教唆することを、当該幫助または教唆が故意に行なわれたときは犯罪とするため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、この条約の第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条 a および第 39 条にしたがって定められた犯罪の未遂が故意に行なわれたときはこれを犯罪とするため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 42 条—犯罪（いわゆる「名誉」の名のもとに行なわれる犯罪を含む）の正当化の拒否

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるいずれかの暴力行為の遂行後に開始された刑事手続において、文化、慣習、宗教、伝統またはいわゆる「名誉」が当該行為の正当化事由と見なされないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。これには、とくに、適切な行動に関する文化的、宗教的、社会的もしくは伝統的規範または慣習に被害者が違反した旨の主張が含まれる。
2. 締約国は、いずれかの者が子どもに対して 1 に掲げられたいずれかの行為を行なうよう扇動したことにより、行なわれた行為に関する当該扇動者の刑事責任が軽減されないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 43 条—罪名の適用

この条約にしたがって定められた罪名は、被害者と加害者間の関係の性質に関わらず、適用される。

第 44 条—裁判権

1. 締約国は、次のいずれかの場合において、この条約にしたがって定められたいかなる犯罪についても裁判権を設定するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 当該犯罪が自国の領域内で行なわれるとき。
 - b. 当該犯罪が自国を旗国とする船舶内で行なわれるとき。
 - c. 当該犯罪が自国の法令に基づいて登録された航空機内で行なわれるとき。
 - d. 当該犯罪が自国の国民のいずれかによって行なわれるとき。
 - e. 当該犯罪が自国の領域内に常居所を有する者によって行なわれるとき。
2. 締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪が自国の国民のいずれかまたは自国の領域内に常居所を有する者に対して行なわれる場合に当該犯罪について裁判権を設定するため、

必要な立法上その他の措置をとるよう努める。

3. この条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条にしたがって定められた犯罪の訴追のため、締約国は、自国の裁判権が、当該行為がその遂行地において犯罪とされていなければならないという条件に服させられないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
4. この条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条にしたがって定められた犯罪の訴追のため、締約国は、1 d および e に関わる自国の裁判権が、被害者からの申告または犯罪実行地である国からの情報の提出がなければ訴追を開始することができないという条件に服させられないことを確保するために、必要な立法上その他の措置をとる。
5. 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ容疑者の国籍のみを理由として他の締約国に当該容疑者の引渡しを行なわない場合においてこの条約にしたがって定められた犯罪についての裁判権を設定するため、必要な立法上その他の措置をとる。
6. この条約にしたがって定められた犯罪が行なわれたとされる場合において、二以上の締約国が当該犯罪についての裁判権を主張するときは、関係締約国は、適当な場合には、訴追のためにもっとも適した裁判管轄国を決定するため協議を行なう。
7. この条約は、国際法の一般規則を損なわないかぎりにおいて、締約国がその国内法にしたがって行使するいかなる刑事裁判権も排除するものではない。

第 45 条—制裁および措置

1. 締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪が、その重大さを考慮に入れた効果的な、均衡のとれたかつ抑止効果のある制裁によって処罰されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。当該制裁には、適当なときは、犯罪人引渡しにつながる可能性もある、自由の剥奪をとともなう刑を含む。
2. 締約国は、加害者について次のようなその他の措置をとることができる。
 - 有罪判決を受けた者の監視または監督。
 - 子どもの最善の利益（被害者の安全を含むことがある）が他のいかなる方法によっても保障できないときは、親としての権利の喪失宣告。

第 46 条—加重事由

締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる刑の決定において、次の事由を、当該事由がすでに犯罪の構成要件の一部となっている場合を除き、国内法の関連規定に一致する形で加重事由として考慮できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 当該犯罪が、家族構成員、被害者と同居している者または自己の権威を濫用した者によって、国内法で認められた従前のまたは現在の配偶者またはパートナーに対して行なわれたこと。
- b. 当該犯罪または関連の犯罪が繰り返し行なわれたこと。
- c. 当該犯罪が、特別な状況によって脆弱な立場に置かれた被害者に対して行なわれたこと。
- d. 当該犯罪が子どものいる前で行なわれたこと。
- e. 当該犯罪が、ともに行動する 2 名以上の者によって行なわれたこと。
- f. 当該犯罪に先行しまたは並行して極度の水準の暴力が用いられたこと。
- g. 当該犯罪が、武器を使用してまたは武器による威嚇をともなうて行なわれたこと。
- h. 当該犯罪の結果、被害者が重大な身体的または精神的危害を受けたこと。
- i. 加害者が過去に同様の性質の犯罪を理由として有罪判決を受けていること。

第 47 条—他の締約国が言い渡した刑

締約国は、刑の決定において、この条約にしたがって定められた犯罪に関わって他の締約国が言い渡

した終局判決を考慮できるようにするため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 48 条—義務的な代替的紛争解決手続または量刑の禁止

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力との関連で義務的な代替的紛争解決手続（斡旋および調停を含む）を禁ずるため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、金銭的制裁が命じられる場合において被害者に対する金銭的義務を引き受ける加害者の能力が正当に考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 6 章—捜査、訴追、手続法および保護措置

第 49 条—一般的義務

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力に関わる捜査および司法手続が、刑事手続のすべての段階において被害者の権利を考慮しつつ、不当な遅滞なく進められることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪の効果的捜査および訴追を確保するため、人権の基本的原則に一致する形で、かつ暴力に関するジェンダー化された理解を顧慮しながら、必要な立法上その他の措置をとる。

第 50 条—即時的対応、防止および保護

1. 締約国は、法執行機関が、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力に対し、被害者に対して十分かつ即時的な保護を提供することによって迅速かつ適切に対応することを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、責任のある法執行機関が、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の防止および当該暴力からの保護に迅速かつ適切に関与すること（防止のための運用上の措置を採用することおよび証拠を収集することも含む）を確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 51 条—リスク評価およびリスク管理

1. 締約国は、リスクを管理し、かつ必要なときは調整のとれた安全対策および支援を行なう目的で、死亡リスク、状況の深刻性および暴力が繰り返されるおそれに関する評価がすべての関連の公的機関によって実施されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、1 の評価にあたり、捜査および保護措置の適用のすべての段階において、この条約の適用範囲にある暴力行為の加害者が火器を所持しておりまたは火器にアクセスできることが正当に考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 52 条—緊急の接近禁止命令

締約国は、権限ある公的機関が、差し迫った危険が存する状況において、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対して被害者または危険な状況にある者の住居から十分な期間退去することを命じ、かつ、当該加害者が被害者または危険な状況にある者の住居に立ち入ることまたはこれらの者に接触することを禁ずる権限を与えられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。この条にしたがってとられる措置においては、被害者または危険な状況にある者の安全が優先される。

第 53 条—差止命令または保護命令

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の被害者に対し、適当な差止命令または保護命令が利用可能とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

2. 締約国は、1の差止命令または保護命令が次のようなものであることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - 即時的保護の目的で、かつ被害者に不当な金銭的または行政的負担を課すことなく利用可能であること。
 - 定められた期間または修正されもしくは解除されるまで有効な命令として発令されること。
 - 必要なときは、一方の当事者の申立てのみに基づき、即時的効力を有するものとして発令されること。
 - 他の法的手続に関わりなく、または他の法的手続に加えて利用可能であること。
 - その後の法的手続で提出することが可能であること。
3. 締約国は、1にしたがって発令された差止命令または保護命令の違反が、効果的な、均衡のとれたかつ抑止効果のある刑事上その他の法的制裁の対象とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第54条—捜査および証拠

締約国は、民事上または刑事上のいかなる手続においても、被害者の性的過去および性的行為に関する証拠が、当該証拠が関連性および必要性を有していないかぎり認容されないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第55条—一方当事者手続および職権手続

1. 締約国は、この条約の第35条、第36条、第37条、第38条および第39条にしたがって定められた犯罪の捜査または訴追について、当該犯罪の全部または一部が自国の領域内で行なわれたときは被害者による申告または告発が必須の要件とされないこと、および、たとえ被害者がその陳述を撤回しても手続の継続が可能であることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、国内法で定められた条件にしたがって、政府機関および非政府組織ならびにドメスティック・バイオレンス・カウンセラーが、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる捜査および司法手続の間、被害者の要請により当該被害者を援助しかつ（または）支援できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第56条—保護措置

1. 締約国は、とくに次の対応をとることにより、捜査および司法手続のあらゆる段階で被害者の権利および利益（証人としての特別なニーズも含む）を保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 脅迫、報復および被害の再発からの、被害者の安全ならびにその家族および被害者側証人の安全を確保できるようにすること。
 - b. 少なくとも被害者および家族が危険な状況に置かれる可能性がある事件において、当該被害者等に対し、加害者が逃亡したときまたは一時的にもしくは最終的に釈放されるときにその旨の情報が提供されることを確保すること。
 - c. 被害者に対し、国内法で定められた条件にしたがって、被害者の権利および被害者が利用可能なサービスについて、ならびに、被害者の申立てに対するフォローアップの状況、告訴の罪状、捜査または手続の一般的進展状況および当該捜査または手続における被害者の役割ならびに事件の結果について、情報を提供すること。
 - d. 被害者が、国内法の手続規則に一致する方法で、意見を聴かれ、証拠を提出し、かつ、その意見、ニーズおよび関心事が直接または仲介者を通じて表明および考慮されることを求められるようにすること。

- e. 被害者の権利および利益が適正に提示および考慮されるようにするため、被害者に適切な支援サービスを提供すること。
 - f. 被害者のプライバシーおよび肖像を保護するための措置をとれることを確保すること。
 - g. 可能なときは、裁判所および法執行機関の施設内で被害者および加害者が接触しないことを確保すること。
 - h. 被害者が手続の当事者であるときまたは被害者が証拠を提出するときは、被害者に対して独立のかつ能力がある通訳者を提供すること。
 - i. 被害者が、国内法で定められた規則にしたがい、とくに、利用可能なときは適当な通信技術を活用して、自らが出廷することなく、または少なくとも容疑者が出廷していない状態で、証言できるようにすること。
2. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの被害者および目撃者である子どもは、適当なときは、子どもの最善の利益を考慮した特別な保護措置を提供される。

第 57 条—法律扶助

締約国は、国内法で定められた条件に基づき、弁護士による援助および無償の法律扶助に対する被害者の権利を保障する。

第 58 条—時効

締約国は、被害者が成年に達した後に有効に手続を開始することを可能にする目的で、この条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条にしたがって定められた犯罪に関わるいずれかの法的手続の開始に関する時効が、十分な、かつ当該犯罪の重大さに相応する期間消滅しないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 7 章—移住および庇護

第 59 条—在留資格

1. 締約国は、被害者の在留資格が国内法で認められた配偶者またはパートナーの在留資格に依存している場合であって当該婚姻または関係が解消した際、当該被害者が、とくに困難な状況にある場合に、当該婚姻または関係の継続期間に関わらず申請によって独立の在留許可を付与されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。独立の在留許可の付与および期間に関する条件は、国内法でこれを定める。
2. 締約国は、被害者の在留資格が国内法で認められた配偶者またはパートナーの在留資格に依存している場合であって当該在留資格に関わる国外追放手続が開始された際、当該被害者が、独立の在留許可を申請できるようにする目的で当該手続を停止させられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 締約国は、次の 2 つの状況のいずれかまたは双方にある被害者に対し、更新可能な在留許可を与える。
 - a. 権限ある公的機関が、当該被害者の個人的状況を理由としてその滞在が必要であると考えるとき。
 - b. 権限ある公的機関が、当該被害者が捜査または刑事手続において権限ある公的機関と協力するためその滞在が必要であると考えるとき。
4. 締約国は、婚姻のため他国に連れてこられた強制婚の被害者がその結果その常居所国における在留資格を喪失した場合に、当該被害者が資格を回復できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 60 条—ジェンダーに基づく庇護申請

1. 締約国は、女性に対して行なわれるジェンダーに基づく暴力を、難民の地位に関する 1951 年条約第 1 条 A (2) にいう迫害の一形態としておよび補完的／副次的保護を生じさせる重大な危害の一形態として認めることができることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、〔難民〕条約に掲げられた事由のそれぞれについてジェンダーに配慮した解釈が行なわれ、かつ、これらの事由の一以上を理由として迫害の恐怖が生じていることが立証されたときは、適用可能な関連の文書にしたがって申請者に難民資格が与えられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 締約国は、庇護希望者を対象とするジェンダーに配慮した受入れ手続および支援サービスならびにジェンダー指針およびジェンダーに配慮した庇護手続(難民認定および国際的保護申請を含む)を発展させるため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 61 条—ノン・ルフールマン

1. 締約国は、国際法上の既存の義務にしたがってノン・ルフールマンの原則を尊重するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、その地位または在留場所に関わらず、女性に対する暴力の被害者であって保護を必要とする者が、いかなる状況においても、その生命が危険にさらされ、または当該被害者が拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは処罰を受けるおそれのあるいかなる国に対しても送還されないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 8 章—国際協力

第 62 条—一般的原則

1. 締約国は、この条約の規定にしたがって、かつ、民事上および刑事上の問題における協力についての関連の国際文書および地域文書、統一法または互恵法を基礎とする取決めならびに国内法の適用を通じて、次の目的のため、可能なかぎり最大限に相互協力を行なう。
 - a. この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の防止、これとの闘いおよびその訴追。
 - b. 被害者の保護および被害者への援助の提供。
 - c. この条約にしたがって定められた犯罪に関わる捜査または手続。
 - d. 締約国の司法機関が言い渡した関連の民事判決または刑事判決（保護命令を含む）の執行。
2. 締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪の被害者であって居住国以外の締約国の領域内で当該犯罪の被害を受けた者が、その居住国の権限ある機関に申告を行なえることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 条約がなければ刑事共助、犯罪人引渡しまたは他の締約国が言い渡した民事判決もしくは刑事判決の執行を行なうことはできない旨の条件を設けている締約国が、そのような条約を締結していない締約国から当該法的協力の要請を受けたときは、当該締約国は、この条約を、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる刑事共助、犯罪人引渡しまたは他の締約国が言い渡した民事判決もしくは刑事判決の執行の根拠と見なすことができる。
4. 締約国は、適当なときは、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止ならびにこれとの闘いを、第三国のために提供される開発援助プログラムに統合するよう努める。このための手段には、第 18 条第 5 項にしたがって被害者の保護を促進することを目的として、第三国と二国間または多国間協定を締結することを含む。

第 63 条—危険な状況に置かれた者に関する措置

締約国が、その有する情報に基づき、ある者が他の締約国の領域でこの条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条に掲げられたいずれかの暴力行為を受ける差し迫ったおそれがあるとする合理的理由を有するときは、当該情報を有する締約国は、適切な保護措置がとられることを確保する目的で、当該他の締約国に対し、遅滞なく当該情報を送付するよう奨励される。この情報には、適用可能なときは、危険な状況におかれた当該人物のためにすでにとられている保護体制に関する詳細を含む。

第 64 条—情報

1. 要請を受けた締約国は、要請を行なった締約国に対し、この章に基づいてとられた行動の最終的結果を迅速に通知する。要請を受けた締約国はまた、要請を行なった締約国に対し、追求された行動の実行を不可能にする事情またはこれを著しく遅延させるおそれがある事情があるときは、これについても通知する。
2. 締約国は、自国の捜査の枠組みの中で入手した情報を、当該情報の開示が、この条約にしたがって定められた犯罪の防止または当該犯罪に関わる捜査もしくは手続の開始もしくは遂行に関して情報を受け取る締約国の役に立つ可能性があると考えるとき、または、当該情報の開示によって、情報を受け取る締約国がこの章に基づく協力を要請する可能性があると考えるときは、国内法の制約の範囲内で、事前の要請を受けることなく、当該情報を他の締約国に送付することができる。
3. 2 にしたがっていずれかの情報を受け取った締約国は、適切と考えられるときは手続を開始できるようにするため、または関連の民事手続および刑事手続において当該情報を考慮することができるようにするため、自国の権限ある公的機関に当該情報を提出する。

第 65 条—データの保護

個人データは、個人データの自動処理に関する個人の保護のための条約（ETS No. 108）に基づいて締約国が約束した義務にしたがって保存されおよび利用される。

第 9 章—監視機構

第 66 条—女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンス対策に関する専門家委員会

1. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンス対策に関する専門家委員会（以下「GREVIO」）は、締約国によるこの条約の実施を監視する。
2. GREVIO は、ジェンダーの均衡および地理的均衡ならびに学際的専門性を考慮しながら、10 名以上 15 名以下の委員で構成する。GREVIO の委員は、1 回の更新が可能な 4 年の任期で締約国によって指名され、かつ締約国の国民から選ばれた候補者の中から、締約国委員会が選出する。
3. 10 名の委員の最初の選挙は、この条約の発効後 1 年以内に行なう。追加の 5 名の委員の選挙は、25 番目の批准または加入の後に行なう。
4. GREVIO の委員の選挙は、次の原則に基づいて行なう。
 - a. 委員は、人権、ジェンダーの平等、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスもしくは被害者の援助および保護の分野で能力を認められていることまたはこの条約の対象分野において専門的経験を示してきたことで知られている、高潔な人格を有する者のなかから、透明な手続にしたがって選ばれる。
 - b. GREVIO の委員のうちいずれの 2 名も同一国の国民であってはならない。
 - c. 委員は、主要な法体系を代表しているべきである。
 - d. 委員は、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの分野における主要な主体および機関を代表しているべきである。

5. GREVIO の委員の選出手続は、この条約の発効後 6 か月以内に、締約国と協議しかつその全会一致の同意を得た後、欧州評議会閣僚委員会が決定する。
6. GREVIO は、独自の手続規則を採択する。
7. GREVIO の委員、および、委員以外の者であって第 68 条第 9 項および第 14 条に掲げられた国別訪問を行なう代表団の団員は、この条約の付属文書に定める特権および免除を享受する。

第 67 条—締約国委員会

1. 締約国委員会は、この条約の締約国の代表で構成する。
2. 締約国委員会は、欧州評議会事務総長がこれを招集する。その第 1 回会合は、GREVIO の委員を選出するため、この条約が効力を生じた後 1 年以内に開催する。その後は、締約国の 3 分の 1 以上、締約国委員会議長または事務総長の要請があるときは、いつでも会合を行なう。
3. 締約国委員会は、独自の手続規則を採択する。

第 68 条—手続

1. 締約国は、GREVIO による検討に供するため、欧州評議会事務総長に対し、GREVIO が作成する質問票に基づき、この条約の規定を実施するための立法上その他の措置に関する報告書を提出する。
2. GREVIO は、1 にしたがって提出された報告書を、当該締約国の代表とともに検討する。
3. その後の評価手続はラウンドに分割して進めるものとし、ラウンドの期間は GREVIO が決定する。GREVIO は、各ラウンドの開始時に、評価手続の基礎となる特定の規定を選択し、かつ質問票を送付する。
4. GREVIO は、この監視手続を実施するための適当な手段について定める。GREVIO はとくに、締約国による実施の評価手続の基礎となる質問票を評価ラウンドごとに採択することができる。この質問票は、全締約国に宛てられるものとする。締約国は、この質問票に対し、かつ GREVIO による他のいかなる情報要請に対しても、回答する。
5. GREVIO は、非政府組織および市民社会ならびに人権の保護のための国内機関から、この条約の実施に関する情報を受け取ることができる。
6. GREVIO は、この条約の適用範囲内の分野に関する他の地域的および国際的文書および機関から入手可能な既存の情報を正当に考慮する。
7. 各評価ラウンドについての質問票を採択するにあたり、GREVIO は、この条約の第 11 条に掲げられた、締約国ですすでに行なわれているデータ収集および調査研究を正当に考慮する。
8. GREVIO は、欧州評議会人権コミッショナー、議員会議および関連する欧州評議会の専門機関ならびに他の国際文書に基づいて設置されている機関から、条約の実施に関する情報を受け取ることができる。これらの機関に申し立てられた苦情およびその結果は、GREVIO に対して利用可能とされる。
9. GREVIO は、得られた情報が不十分であるとき、または 14 に定める場合には、国内の公的機関と協力し、かつ独立の国内専門家の援助を得ながら、補助的に国別訪問を行なうことができる。当該訪問の際、GREVIO は、特定分野の専門家の援助を得ることができる。
10. GREVIO は、評価の基礎とされた規程の実施に関する分析、ならびに、特定された問題に当該締約国が対処する方法についての提言および提案を記載した報告書案を作成する。当該報告書案は、コメントを求めるため、評価を受けた締約国に送付される。当該締約国のコメントは、報告書の採択の際、GREVIO によって考慮される。
11. GREVIO は、受領したすべての情報および締約国によるコメントに基づき、この条約の規定を実施するために当該締約国がとった措置に関する報告書および結論を採択する。この報告書および

結論は、当該締約国および締約国委員会に送付される。GREVIO の報告書および結論は、当該締約国による最終コメントとともに、採択時から公開される。

- 1 2. 締約国委員会は、1 から 8 までの手続を妨げることなく、GREVIO の報告書および結論に基づき、(a) GREVIO の結論を実施するためにとるべき措置（必要なときは、その実施に関する情報が提出されるべき日を定めるものとする）に関する、かつ (b) この条約の適正な実施のために当該締約国との協力を促進することを目的とした、当該締約国に宛てた勧告を採択することができる。
- 1 3. GREVIO は、重大な条約違反を防止しまたはその規模もしくは回数を制限するために即時に注意を払うべき問題がある状況を示す信頼できる情報を受け取ったときは、重大な、大規模なまたは執拗な様式で行なわれる女性に対する暴力を防止するためにとられた措置についての報告書を緊急に提出するよう、要請することができる。
- 1 4. GREVIO は、締約国から提出された情報および GREVIO が入手した他のいずれかの信頼できる情報を考慮に入れ、1 名以上の委員を指名して調査を行なわせ、かつ GREVIO に緊急に報告させることができる。正当な理由および締約国の同意があるときは、この調査に当該締約国の領域への訪問を含むことができる。
- 1 5. GREVIO は、14 の調査の知見を検討した後、当該知見を、いずれかのコメントおよび勧告があればそれとともに、当該締約国ならびに適当なときは締約国委員会および欧州評議会閣僚委員会に送付する。

第 69 条—一般的勧告

GREVIO は、適当なときは、この条約の実施に関する一般的勧告を採択することができる。

第 70 条—監視への議会の関与

1. 国内議会は、この条約の実施のためにとられた措置の監視に参加するよう懇請される。
2. 締約国は、GREVIO の報告書を自国の国内議会に提出する。
3. 欧州評議会議員会議は、この条約の実施に関する定期的評価を行なうよう懇請される。

第 10 章—他の国際文書との関係

第 71 条—他の国際文書との関係

1. この条約は、この条約の締約国が現に締約国であるまたは締約国になるものとされる他の国際文書であって、この条約が規律する事柄についての規定を含んでいる他の国際文書から生ずる義務に影響を及ぼすものではない。
2. この条約の締約国は、この条約の規定を補足しもしくは強化しまたはこの条約に掲げられた原則の適用を促進する目的で、この条約で扱われている事柄について相互に二国間または多国間協定を締結することができる。

第 11 章—条約改正

第 72 条—改正

1. 締約国がこの条約について行なうたいかなる改正の提案も、欧州評議会事務総長に送付され、事務総長により、欧州評議会加盟国、すべての署名国、すべての締約国、欧州連合、第 75 条の規定にしたがってこの条約への署名を懇請されたすべての国および第 76 条の規定にしたがってこの条約への加入を懇請されたすべての国に送付される。
2. 欧州評議会閣僚委員会は、当該改正案を検討するものとし、欧州評議会加盟国以外のこの条約

の締約国と協議した後、欧州評議会規程第 20 条 d に定める過半数をもって当該改正を採択することができる。

3. 2 にしたがって閣僚委員会が採択した改正文は、受託のため、締約国に送付される。
4. 2 にしたがって採択されたいかなる改正も、すべての締約国が改正の受託を事務総長に通告した日の後 1 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。

第 12 章—最終条項

第 73 条—この条約の効果

この条約の規定は、国内法およびすでに効力を生じているまたはその可能性がある拘束力のある国際文書の規定であって、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止およびこれとの闘いに関して人により手厚い権利を付与しておりまたは付与することになる規定を害するものではない。

第 74 条—紛争解決

1. この条約の規定の適用または解釈に関して生ずる可能性のあるいずれかの紛争の当事国である締約国は、まず、交渉、調停、仲裁の手段によってまたは当事国間の相互の合意によって受け入れられた他のいずれかの平和的解決方法によって、当該紛争を解決するよう努める。
2. 欧州評議会閣僚委員会は、紛争当事国である締約国が合意した場合に利用可能な解決手続を定めることができる。

第 75 条—署名および発効

1. この条約は、欧州評議会加盟国、その作成に参加した非加盟国および欧州連合による署名のために開放しておく。
2. この条約は、批准、加入または承認されなければならない。批准書、加入書または承認書は、欧州評議会事務総長に寄託する。
3. この条約は、少なくとも 8 か国の欧州評議会加盟国を含む 10 か国の署名国が、前項の規定にしたがって条約に拘束されることへの同意を表明した日の後 3 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。
4. 1 に掲げられたいずれかの国または欧州連合が、その後、条約に拘束されることへの同意を表明したときは、条約は、当該国または欧州連合について、その批准書、加入書または承認書が寄託された日の後 3 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。

第 76 条—条約への加入

1. この条約の発効後、欧州評議会閣僚委員会は、この条約の締約国との協議を行ないかつその全会一致の同意を得た後、欧州評議会の非加盟国であって条約の作成に参加しなかったいかなる国に対しても、欧州評議会規程第 20 条 d に定められた過半数による決定をもって、かつ閣僚評議会に出席する資格を有する締約国の代表の全会一致の投票をもって、この条約に加入するよう慫慂することができる。
2. 条約は、加入したいかなる国についても、欧州評議会事務総長に加入書が寄託された日の後 3 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。

第 77 条—領域的適用

1. いずれの国または欧州連合も、署名時または批准書、受託書、承認書もしくは加入書の寄託時に、この条約が適用される単一のまたは複数の領域を特定することができる。

2. いずれの国も、その後のいかなる時点においても、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、当該宣言で特定され、かつ国際的關係について自国が責任を負っているまたは自国が代わって保証を行なうことが認められている他のいずれの領域に対しても、この条約を新たに適用することができる。当該領域については、条約は、事務総長が当該宣言を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。
3. 1および2の規定に基づいて行なわれたいずれの宣言も、当該宣言で特定されたいずれの領域についても、欧州評議会事務総長に宛てた通告によって撤回することができる。撤回は、事務総長が当該通告を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。

第78条—留保

1. この条約のいかなる規定についても、2および3に定められた例外を除き、いかなる留保も付すことができない。
2. いずれの国または欧州連合も、署名時または批准書、受託書、承認書もしくは加入書の寄託時に、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、次の条に掲げられた規定を適用しない権利または特定の事案もしくは特定の条件が存するときにかぎって適用する権利を留保する旨、宣言することができる。
 - 第30条第2項
 - 第44条第1項e、第3項および第4項
 - 第55条第1項（微罪に関わる第35条の適用について）
 - 第58条（第37条、第38条および第39条の適用について）
 - 第59条
3. いずれの国または欧州連合も、署名時または批准書、受託書、承認書もしくは加入書の寄託時に、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、第33条および第34条に掲げられた行動について刑事的制裁に代えて非刑事的制裁を定める権利を留保する旨、宣言することができる。
4. いずれの締約国も、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、留保の全部または一部を撤回することができる。この宣言は、事務総長の受領の日から効力を生ずる。

第79条—留保の有効性および再検討

1. 第78条第2項および第3項に掲げられた留保は、当該締約国についてこの条約が効力を生じた日から5年間、その効力を維持する。ただし、当該留保は同一の期間で更新することができる。
2. 欧州評議会事務総長は、留保が失効する日の18か月前に、当該締約国に対して当該失効について通告する。締約国は、失効の3か月前までに、事務総長に対し、自国の留保を維持し、修正しまたは撤回する旨を通告する。当該締約国による通告がないときは、事務総長は、当該締約国に対し、当該締約国の留保は自動的に6か月間延長されたと見なされる旨、通知する。当該締約国が、自国の留保を維持しまたは修正する意思を当該期間の終了までに通告しないときは、当該留保は執行する。
3. 第78条第2項および第3項にしたがって留保を付した締約国は、その更新までにまたは要請により、当該留保を継続する正当な理由について GREVIO に説明を行なう。

第80条—廃棄

1. いかなる締約国も、欧州評議会事務総長に宛てた通告を行なうことによって、いつでもこの条約を廃棄することができる。
2. 当該廃棄は、事務総長が通告を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。

第 81 条—通告

欧州評議会事務総長は、欧州評議会加盟国、この条約の作成に参加した非加盟国、すべての署名国、すべての締約国、欧州連合およびこの条約への加入を懇請されたすべての国に対し、次の事項を通告する。

- a. すべての署名。
- b. すべての批准書、受託書、承認書または加入書の寄託。
- c. 第 75 条および第 76 条にしたがってこの条約が効力を生ずるすべての日付。
- d. 第 72 条にしたがって採択されたすべての改正および当該改正が効力を生ずる日付。
- e. 第 78 条にしたがって行なわれたすべての留保および留保の撤回。
- f. 第 80 条の規定にしたがって行なわれたすべての廃棄。
- g. この条約に関わる他のいずれかの行為、通告または連絡。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

2011 年 5 月 11 日、イスタンブールにおいて、ひとしく正文である英語およびフランス語により本書 1 通を作成した。本書は、欧州評議会に寄託する。欧州評議会事務総長は、欧州評議会の各加盟国、この条約の作成に参加した非加盟国、欧州連合およびこの条約に加入するよう懇請されたすべての国に対し、その認証謄本を送付する。

付属書—特権および免除（第 66 条）

1. この付属書は、第 66 条に掲げられた GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員について適用される。この付属書の適用上、「国別訪問代表団の他の構成員」には、条約第 68 条第 9 項に掲げられた独立の国内専門家および特定分野の専門家、欧州評議会の職員、ならびに、欧州評議会によって雇用された、国別訪問中に GREVIO に随行する通訳者を含む。
2. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員は、国別訪問の準備および実行ならびにそのフォローアップに関わる任務の遂行中、かつこれらの任務に関係する旅行の期間中、次の特権および免除を享受する。
 - a. 逮捕または拘禁および個人用の荷物の押収の免除、ならびに、公の資格で口頭または書面により行なった発言および公の資格で行なったあらゆる行動に関わるすべての種類の法的手続の免除。
 - b. その居住国からの出国および当該国への帰国ならびに任務遂行地である国への入国および当該国からの出国に関するいずれかの制限の免除、ならびに、訪問国または任務の遂行に際して通過する国における外国人登録の免除。
3. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員は、任務の遂行に際して行なう渡航の過程で、関税および為替管理の問題について、一時的な公の任務を有する外国政府の代表に与えられる便益と同一の便益を与えられる。
4. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員が携行する、条約の実施の評価に関する書類は、当該書類が GREVIO の活動と関係するかぎりにおいて不可侵とする。GREVIO の公用通信または GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員の公的通信に対しては、いかなる差止めまたは検閲も適用されない。
5. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員に対して職務遂行における完全な言論の自由および完全な独立を保障するため、当該委員等がもはや当該職務の遂行に関与していない場合

であっても、当該委員等が職務遂行に際して口頭または書面により行なった発言および職務遂行に際して行なったあらゆる行為に関わる法的手続の免除は、引き続き与えられる。

6. 特権および免除は、GREVIO の利益のために任務を独立して遂行できることを保障する目的でこの付属文書の 1 に掲げられた者に与えられるものであり、当該委員等の個人的便宜のために与えられるものではない。欧州評議会事務総長は、この付属文書の 1 に掲げられた者の免除が正義の遂行の妨げとなると考えられ、かつ GREVIO の利益を損なうことなく当該免除を放棄できる場合にはいつでも、当該免除を放棄する。